（１）都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

参考：策定要領の記載（抜粋）

○　平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭的養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。

（計画策定に当たっての留意点）

ⅰ. 平成28年改正児童福祉法による子どもの権利保障及び家庭養育優先原則を最優先に計画を立てること。あくまで子どもの最善の利益を優先すること。

ⅱ. 前記の基本的な考え方を踏まえて、計画を立てること。

ⅲ. 計画の進捗を評価できるように、評価指標を把握すること。国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

ⅳ. 市区町村における在宅支援サービスの取組等に対する都道府県による支援（人材確保や人材育成のための研修や財政的支援など）、一時保護改革、フォスタリング業務（包括的里親養育支援）、特別養子縁組推進、できる限り良好な家庭的環境とするための施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換への支援、子どもの自立支援、児童相談所機能強化、子どもの権利擁護（アドボカシー）等に対する取組の充実を図ることなどの基本的考え方を記載すること。

ⅴ. 都道府県内の社会資源及び子ども家庭の状況を把握し、各都道府県内の社会的養育の体制整備の全体像を記載すること。

ⅵ. 計画策定は、幅広い関係者の参画の下に行うこと。特に、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の参画を得て意見を求めること。その際には、例えば複数人の参画とし、必要に応じて第三者による支援など、適切に意見表明ができるよう留意すること。